島根県農林水産業共同研究等取扱要領

（目　的）

第１条　この要領は、島根県農林水産業共同研究等取扱要綱（以下「要綱」という。）第二十条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

（通　知）

第２条　知事、中山間地域研究センターの長、農業技術センターの長又は畜産技術センターの長（以下「知事等」という。）は、要綱第二条の申請に係る研究の諾否について、申請者に通知するものとする。

（契　約）

第３条　要綱第四条の規定による受託契約書の標準書式は、別紙１のとおりとする。

２　知事等は、要綱第五条の規定による委託料の納付について、前項の受託研究契約書とともに受託料納入通知書を申請者に交付するものとする。

（研究の中止）

第４条　知事等は、要綱第六条の規定により受託研究の中止を決定した場合は、受託研究中止決定通知書（様式第１号）により委託者に通知するものとする。

（共同研究の実施）

第５条　要綱第十一条の規定による共同研究申請書を提出しようとする者は、あらかじめ、その研究計画を記載した書類を添えて研究機関の長に協議しなければならない。

２　畜産課家畜病性鑑定室及び水産技術センターの長は、要綱第十一条の規定による申請書を受理したときは、要綱第十三条各号に掲げる事項についての意見を付して知事に進達するものとする。

（共同研究契約書の書式）

第６条　要綱第十三条の規定による共同研究契約書の標準的な書式は、別紙２のとおりとする。

（共同研究の管理）

第７条　研究機関の長及び共同研究者は、共同研究契約書に定めるところにより、それぞれ分担した研究について管理を行うものとする。ただし、研究機関の長は、共同研究の効率的推進を図るために必要があるときは、共同研究者と協議して、この共同研究を一体的に管理することができる。

（協　議）

第８条　共同研究者は、共同研究の実施期間中において、研究成果を共同研究者以外の者に公表しようとするときは、あらかじめ研究機関の長と協議しなければならない。

２　研究機関の長は、共同研究の実施期間中において、研究成果を共同研究者以外の者に公表しようとするときは、あらかじめ共同研究者と協議しなければならない。

（報　告）

第９条　研究機関の長は、受託研究及び共同研究の終了後速やかにその成果を知事に報告するものとする。

（その他）

第10条　この要領に定めるもののほか、受託研究及び共同研究の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

　　附　則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。